

宇治市消防長 伊庭 邦夫 様

宇治市個人情報保護審議会
会長 松岡 久和

実施機関における個人情報の取扱い（本人以外からの個人情報の収集）について（答申）

令和元年8月8日付け、元宇消警救第169号により諮問のありました個人情報の取扱いについて、下記のとおり答申します。

記

諮問のあった本人以外からの個人情報の収集については、当該事業の実施にあたり、本人以外から収集することについて相当の理由があると認められるため、下表を本人以外からの収集の例外類型事項整理番号20として追加することが妥当であると認められる。

整理番号	事務の種類	本人以外からの収集が適当であると認める理由
20	消防用ドローンを使用するにあたって、ドローンカメラで撮影された映像に含まれる個人の容姿、個人が所有する自宅等の個人情報を収集すること。	<p>ドローンカメラによる撮影の性質上、被撮影者から個別の同意を得ることは困難であるが、大規模災害時における現場状況の把握、水難救助活動における要救助者の検索、山林火災における延焼状況の確認及び撮影された映像を活動状況の事後検証のための内部検討会に用いるためには、個人の容姿、個人が所有する自宅等の個人情報を収集することが避けられない。</p> <p>ただし、次のすべての事項を満たす場合に限る。</p> <p>(1) ドローンカメラで撮影された映像を確認する者及びそのデータを取り扱う者の範囲を必要最小限とすること。</p> <p>(2) 映像の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理に必要な措置を講じること。</p> <p>(3) 映像の保管期間は、使用目的を達成する</p>

		<p>ために必要最小限とし、保管期間を経過した映像は確実に消去するか又は廃棄すること。</p> <p>(4) 映像を内部検討会に用いる場合は、必要に応じて、個人を識別できないよう配慮すること。</p>
--	--	------------------------------------------------------------------------------------------------------